

## 【第 19 回】尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 議事録

日 時：令和 3 年 1 月 14 日（木）午後 2 時 30 分～3 時 30 分

場 所：web 方式による会議

市長：兵庫県が本日より緊急事態措置を実施すべき区域に追加された。また、1 月 7 日に緊急事態宣言が発出されたことにより、特措法に基づく対策本部に位置付けが変更となっている。

### 1 緊急事態宣言に伴う本市の対応について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の市内発生状況について

市長：年末から新規陽性患者数が急増しており、高止まりの状況が続いている。新規陽性患者数が急増し、全ての陽性患者が入院できない状況の中、高齢者施設や病院等でクラスターが連続して発生しており、介護が必要な方で、軽症・無症状の方は施設で過ごして頂いている実態がある。そのような中、十分な医療を受けられないまま容体急変リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方が留め置かれてしまう状況に危機感を感じており、1 月 7 日に西宮市長と一緒に兵庫県金沢副知事へ申し入れを行った。軽症以下の患者向けの宿泊療養施設に高齢者が入れないという運用を変更し、宿泊療養施設の往診体制を整えたり、高齢者施設で待機している方について、医療サービスを充実させることで重症者や容体の急変した方がスムーズに入院できるように、高齢者施設及び自宅等で待機している方に最低限の医療と安心が提供できるように全体のスキームを修正していくことを提案し、兵庫県と問題意識を共有できた。このような状況を踏まえて、医療体制を含めた感染者の発生状況について、新型コロナ対策室から報告をお願いする。

新型コロナ対策室：年末年始において、感染者が激増しており、新規陽性患者数が前週（12/25～12/31）で 201 人、今週（1/1～1/7）で 164 人と今までにない数となっている。1 月 7 日において、直近 1 週間の死者数が 8 人となっており、今週においてはすでに 13 人亡くなっている状況であり、先ほど市長がおっしゃっていた医療体制の状況が関係していると考えられる。

市長：尼崎市では、県への申し入れに先立ち、医師会と連携して施設にも往診することを行っており、往診に行っている医師の方や施設に留め置かれている方を介護して頂いている

スタッフへの手当を急遽創設した。また、宿泊療養施設の医療を手厚くしてもらうように県と調整して進めていきたいと考えている。往診体制はうまくいきそうか？

新型コロナ対策室：往診の関係についてですが、1月1日より自宅や施設等で待機している陽性患者の方が調子が悪いなどの訴えがある場合に、保健所からスタッフを派遣して、健康状態を確認しており、往診に行って頂いたスタッフには個人防護具を支給し、協力金を支払うようにしている。

市長：引き続き県には申し入れを行っていききたいと考えているので、現場からの情報を上げて頂くようお願いする。

## **(2) 県対策本部会議の主な内容について**

市長：県の対応とそれに合わせた本市の対応について確認していきたい。まずは、事務局から報告をお願いする。

事務局：(兵庫県 第35回対策本部会議(1月12日開催)の要点の説明) 次第において、「緊急事態宣言に伴う」という表記になっているが、これは慣例的な表記となっており、特措法上では、緊急事態措置を実施すべき区域に兵庫県が追加されたことを意味している。

医療体制について、新型コロナ対策室から報告をお願いする。

新型コロナ対策室：医療体制について、県の今後の方針としては、自宅療養ではなく、医療機関と宿泊療養施設で対応していくこととなっており、今までと変わらない。昨日県に確認したところ、先ほどの申し入れに関係することとしては、新たな宿泊療養施設の確保の検討、また宿泊療養施設のスタッフの拡充、将来的には医療従事者の確保を検討するとのことであった。

事務局：(兵庫県 第35回対策本部会議(1月12日開催)の要点の説明)

## **(3) 緊急事態宣言を受けた本市の対処方針について**

事務局：(対処方針の主な箇所の説明) これまでの取組状況を特措法に基づく対処方針として位置付けを変更している。

公共施設等の対応としては、県の対処方針における20時までの営業時間短縮を働きかける

施設に該当する公共施設等については、原則 20 時までとなっている。

なお、補足説明について事前に聞いている危機管理安全局、総務局、保健所、こども青少年局、経済環境局、教育委員会の順番にお願いします。

危機管理安全局長：緊急事態宣言に伴う啓発について、補足する。本日から週末において、19 時 30 分から 1 時間程度、主要駅付近の繁華街の啓発パトロールを経済環境局、健康福祉局、総合政策局、阪神南県民センター、兵庫県警と連携して実施する。本日は阪神尼崎駅で行う。また、屋外拡声器や戸別受信機を活用した放送を金曜日は 16 時、土曜日は 10 時・16 時、日曜日は 10 時に行う。さらに、公用車による広報を消防団の車両にも協力して頂き、毎日 18 時から 20 時の間実施する。

総務局長：職員の感染防止の更なる啓発として 12 月に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う職員の健康管理について」文書を発出し、企画管理課長会において情報共有しているところであるが、緊急事態宣言の発令を受けて、改めて副市長通達として、「職員における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の徹底について」文書を今日明日中に発出する予定である。テレワークの対応について、テレワークのライセンスは 100 本導入しているが、まだ使用率が 6 割程度であるので、今後必要に応じて使用をお願いします。

医務監：乳幼児健診と幼児の歯科健診について、今日から個別対応の案内をして 18 日から予約の受付をしていく。

こども青少年局長：青少年施設の対応について報告する。ユース交流センターについては、20 時以降の利用を禁止し、食事については、緊急事態措置期間中、アマブラリ 3 階のフリースペースのみで対面とならないようにレイアウトを変更して可能とする。青少年体育道場では、近距離で組み合ったり接触したりする運動、近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動は一時的に停止する。また、青少年いこいの家、美方高原自然の家は、宿泊利用の場合は 3 密を回避するため定員に制限を設けるなどし、利用時間は通常通りとする。ただし、その他の貸室利用の場合は、20 時以降の利用を中止する。加えて、これらの施設の既予約利用者へは 20 時以降の利用自粛を働きかける。

経済環境局長：緊急事態宣言に基づき、本日から2月7日までの間、市内全域の飲食店において、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までとなっているが、その後テイクアウト、デリバリーに移行するのはかまわない条件となっており、協力して頂いた事業者の方に1日6万円の協力金を支給することとなっている。この協力金について、県からの発出も急であり、経済環境局からは経済団体やあま咲きコイン登録事業者などの関係事業者にPRしているところであるが、行き届いていない事業者もあると思われるので、知っている事業者があればPRをお願いします。また、県のHPでQ&Aを公開しているが、県が要請する全ての期間において、時短営業をしていないと対象とならない。この全ての期間に対してかなり問い合わせが多い状況であり、Q&Aには特別な事情により1月14日からの時短営業が困難な場合は、1月18日午前0時からでも構わないとなっているが、どういう場合が特別な事情に該当するかはまだ県においても詰められていない状況である。この他に、政府が飲食店以外の納入業者（割りばし、お手拭き等）や産業廃棄物の事業者等も今後一時金の対象に拡大したいという報道があり、これについては、市が関係するか分からないが、情報が入り次第報告する。

教育次長：学校園の活動について、体育での密集活動の退避や中高生の給食、弁当における諸注意などを詳しく記載して保護者向けに通知したいと考えている。これについては、内部で検討して本日中には発出したいと考えている。

事務局：事前に補足説明の報告を確認している局は以上6局となる。他に補足説明等あればお願いします。

健康福祉局長：生涯学習プラザを利用して聴力障害者福祉協会が手話の講座を開いているが、令和3年3月中旬まで予定されており、これについては、日程調整が難しいので、原則20時の対象外になるが、引続き利用できるようにして頂きたい。

市長：学校について、緊急事態宣言に伴い、コロナ不安で欠席する生徒が出てくると思われるが、不安欠席は出席扱いになるのか？また、それに対してICTを活用した授業配信などで対応できないか？

教育長：小中学校は現時点で出席扱いになっており、高校は県立高校と合わせて欠席扱いとし

ていたが、緊急事態宣言を受けて、高校も出席扱いに変更しようと考えている。ICTの活用については、前回の臨時休校時は、全員が休んでいる状況において、家庭のICTも活用しながらICTを提供する形であったが、今回は、通常の学校運営を行いながら、別途ICTの対応をすることになるので、現状は難しく、通常の欠席で休んだ学生への学習フォローと基本的には同じ対応にせざるを得ないと考えている。ただ、4月、5月になればICTの機器が導入されるので、ICTによる活用も可能であると考えている。

市長：4月以降の来年度向け施策において、入院中の学生に授業を配信する事業を進めていく予定であり、その事業が追いついてれば、不安欠席等を含めた学生へのICTの対応が可能になると考えられる。

教育長：施設の使用制限について、運動施設の屋内は20時まで、屋外は通常通りと聞いている。学校開放については、通常20時半までであるが、20時までにしようとしている。屋外施設については、20時以降の外出自粛の中、例えば野球場が21時まで利用できることについてどう考えるのか、考え方を確認したい。

都市整備局長：基本的に県も屋内施設に限って20時までの使用制限としているので、屋外施設については、今後の県の動きを確認しながら柔軟に対応したいと考えている。

市長：基本的に県と同じ対応なのか？

都市整備局長：県と考え方は同じであり、他の自治体も同じ対応であると聞いている。屋外施設については、今のところ制限を21時までとしているが、利用状況を確認しながら対応していきたいと考えている。

市長：20時以降の外出自粛の要請であるので、本来は開いていない方が良いと考えるが、一方で20時以降の外出自粛の呼びかけを強調すると、20時まで自由に外出できるといった印象を与えかねない。啓発ポスターについては、基本的に「不要不急の外出を控えてください。」という文言を押し出すようにしている。学校開放については、屋内、屋外とも20時まででよいのか？

教育長：小学校は体育館と運動場を開放し、中学校は体育館を主に開放している場合が多いが、体育館、運動場とも20時までで統一しようと考えている。

市長：屋外施設については、20時以降の外出自粛になっていることを踏まえて、「速やかに解散して下さい。」と呼びかけをしていくことも考える必要があると思う。

吹野副市長：緊急事態宣言が発令されたことでコロナの自粛警察が出てくる可能性もあるので、コロナに対する風評被害の事象があれば、ダイバーシティ推進課で改めて取りまとめをお願いしたい。

市長：市役所職員の陽性患者が増えており、これから予算対応が本格化していく中で、濃厚接触者にならないような職場環境作りを徹底してほしい。また、休憩所等でクラスターが出ていることを踏まえて、各局の中でギアチェンジして感染拡大防止に取り組むよう呼びかけてほしい。

## 2 その他

総務局長：年末から新規陽性患者が急増している中で、健康福祉局から電話対応についての職員の応援要請があり、各局に2月以降で土日祝日の午後における対応をお願いしたいと考えているので、その際は協力して頂きたい。

市長：入院調整チームの補強はうまくいったのか？

総務局長：入院調整事務の要請もあるが、基本は電話対応が多いと聞いている。

保健所：電話対応の応援要請が多いことについて、具体的には、多くの方が入院できずに自宅待機されており、その方については、毎日健康観察を行う必要がある。健康観察については、専門的な知識を必要とせず、事務職でも対応可能であり、局内で対応していたが、人員不足となったため、総務局に応援要請している状況である。入院調整・初動の陽性患者の聞き取りについては、専門知識が必要なため、保健所を中心に応援体制をとっているところである。

市長：直接、間接を問わず、各局が協力し合って、この緊急事態宣言を乗り越えていく必要があると思っているので、引続きの協力、取組みを心から願います。それでは、以上をもって本日の会議を終了とする。

以上